



島根県報

平成28年12月26日（月）
号外 第 189 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	8
職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	11
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	15
島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例	（地 域 福 祉 課）	17
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（農 業 経 営 課）	18
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例	（雇 用 政 策 課）	20
島根県水防協議会条例の一部を改正する条例	（河 川 課）	21
島根県空港条例の一部を改正する条例	（港 湾 空 港 課）	22
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企 業 局 総 務 課）	23
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（病 院 局）	24
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	25

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 条例の概要

- (1) 雇用保険法の高年齢求職者給付金に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正（第8条第5項・第6項関係）

改正前	改正後
65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者	次のいずれかに該当する者 ア 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者 イ 65歳に達した日以後に新たに雇用される者

- (2) 雇用保険法の広域求職活動費に相当する失業者の退職手当の受給要件の改正（第8条第11項関係）

改正前	改正後
公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合	次のいずれかに該当する行為をする場合 ア 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動 イ 公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動 ウ 求職活動を容易にするための役務の利用

- (3) 雇用保険法の就職促進給付に相当する失業者の退職手当の受給対象者の改正（第8条第13項関係）

改正前	改正後
失業者（65歳に達した日以後の日において雇用されていた者を除く。）	失業者

- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

◇職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第58号）

1 条例の概要

- (1) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

ア 介護休暇の期間の改正（第12条関係）

介護休暇の期間は、要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とすることとした。

イ 介護時間の新設（第12条の2関係）

- (ア) 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができることとした。
- (イ) 介護時間の時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とすることとした。
- (ウ) 介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

要介護者の介護を行う職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならないこととした。（第9条関係）

(3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。（第24条関係）

(4) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

教育職員について(1)に同じ。（第12条・第12条の2関係）

(5) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

教職員について(2)に同じ。（第22条の9関係）

(6) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(3)に同じ。（第18条関係）

(7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1)のイ及び(4)に伴う規定の整備

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第59号）

1 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、児童福祉法に規定する養育里親である職員（児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するため、同法に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている当該児童を含むものとする事とした。（第2条の2関係）

イ その他規定の整理

(2) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

部分休業の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業等と同様の取扱いとすることとした。（第24条関係）

(3) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(2)に同じ。（第18条関係）

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第60号）

1 条例の概要

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）

1 条例の概要

農地法に基づく事務のうち、次の事務を益田市、安来市、奥出雲町、津和野町及び吉賀町に権限移譲すること、並びに松江市に権限移譲しているものを削除することとした。（第2条の表第31号関係）

- (1) 農地の転用の許可
- (2) 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県等との協議
- (3) 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取
- (4) 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可
- (5) 国又は都道府県等が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県等との協議
- (6) 国又は都道府県等が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取
- (7) 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
- (8) 占有者への立入調査等の通知又は公示
- (9) 所有者等に対する損失の補償
- (10) 農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構からの報告の徴取
- (11) 違反転用に対する監督処分
- (12) 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴収
- (13) 違反転用に対する措置の要請の受理
- (14) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定による経過措置に係る農業委員会ネットワーク機構への意見の聴取

2 施行期日

松江市に係るものについては公布の日から、益田市、安来市、津和野町及び吉賀町に係るものについては平成29年4月1日から、奥出雲町に係るものについては同年10月1日から施行することとした。

◇島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第62号）

1 条例の概要

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の雇用機会の創出及び在職者の処遇の改善並びに求職中の生活困窮者の生活、就労、住宅等に係る支援のための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県水防協議会条例の一部を改正する条例（条例第63号）

1 条例の概要

委員の定数の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
島根県水防協議会の委員の定数	15人以内	25人以内

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県空港条例の一部を改正する条例（条例第64号）

1 条例の概要

給油を行う場合における航空機及び給油装置の電位零の地点への接地に係る規定を削除することとした。（第8条

関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第65号）

1 条例の概要

発電所の設置（別表第1関係）

名 称	最 大 出 力
大長見発電所	199キロワット

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

1 条例の概要

県立こころの医療センターの精神病床を242床から224床とすることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第67号）

1 条例の概要

(1) 運転免許試験等に係る手数料の改正等

ア 運転免許試験（別表第1の38の項関係）

区 分	改正前	改正後
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合（以下「自動車使用」という。））	7,400円	7,050円

イ 技能検査（自動車の運転について必要な技能の有無の検査）（別表第1の38の2の項関係）

区 分	改正前	改正後
大型自動車仮運転免許、 中型自動車仮運転免許又は 準中型自動車仮運転免許 を受けている者	公安委員会が提供する自動車を使用し ないで受ける場合（以下「自動車不使 用」という。） 3,650円	4,050円
	自動車使用 6,650円	6,700円

ウ 技能検定員審査等（別表第1の43の項・45の項関係）

区 分	改正前	改正後
技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は 準中型自動車免許 23,450円	23,100円
教習指導員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は 準中型自動車免許 14,950円	14,600円

エ 再試験（別表第1の46の項関係）

区 分	改正前	改正後
準中型自動車免許	自動車不使用 —	2,000円
	自動車使用 —	4,650円

オ 講習（別表第1の49の項関係）

区 分		改正前	改正後
取得時講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（普通自動車免許保有者に限る。）	1時間につき 4,650円	1時間につき 4,100円
	準中型自動車免許（普通自動車免許保有者を除く。）	—	1時間につき 3,400円
初心運転者講習	準中型自動車免許	—	1時間につき 2,150円
高齢者講習（70歳以上75歳未満）	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許	5,600円	4,650円
	小型特殊自動車免許のみ	2,250円	2,000円
高齢者講習（75歳以上）	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許（認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	5,200円	4,650円 （認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、7,550円）
	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許（臨時認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	—	5,650円
	小型特殊自動車免許のみ（認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,250円	2,000円 （認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、4,300円）
	小型特殊自動車免許のみ（臨時認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	—	2,400円

カ 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第2関係）

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	2,800円	2,450円

いずれも免除される場合に更に減ずる額			
--------------------	--	--	--

キ 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額（別表第3関係）

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	2,850円	2,500円

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年3月12日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 57 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第37条の 4 第 3 項前段」を「第37条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 8 条第13項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 1 条の 2 第 2 項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用

保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

- 3 新条例第8条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第8条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第8条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第8条第13項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当

に関する条例第 8 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に旧条例第 8 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第 8 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第 8 条第 11 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 58 号

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び」を「、第 12 条の 2 に規定する介護時間及び」に改める。

第 12 条第 1 項中「得て、」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者」を「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者」に、「同項」を「前項」に、「連続する 6 月の期間」を「3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（次条において「指定期間」という。）」に改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 12 条の 2 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 13 条中「前 11 条」を「第 2 条から前条まで」に改める。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「）における」との次に「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

（島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 19 年島根県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 4 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び」を「、第 12 条の 2 に規定する介護時間及び」に改める。

第 12 条第 1 項中「得て、」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者」を「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、教育職員の申出に基づき、要介護者」に、「同項」を「前項」に、「連続する 6 月の期間」を「3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（次条において「指定期間」という。）」に改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（介護時間）

第 12 条の 2 教育職員は、任命権者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、県立学校の教育職員の給与に関する条例第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 5 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 9 第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「」における」との次に「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 6 条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年島根県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による改正前の職員の休日及び休暇に関する条例第 12 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初

日」という。) から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る第 1 条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第 12 条第 2 項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 4 条の規定による改正前の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第 12 条の規定により介護休暇の承認を受けた教育職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る第 4 条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第 12 条第 2 項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該教育職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「による育児時間」の次に「又は職員の休日及び休暇に関する条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する介護時間若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 36 号）第 12 条の 2 第 1 項（市町村立学校教職員の給与条例第 22 条の 10 の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する介護時間」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 59 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第9条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

（島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「子」の次に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）」を加える。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「子」の次に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 60 号

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 61 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第31号右欄中「松江市、」を削る。

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第31号右欄中「出雲市」の次に「、益田市」を、「大田市」の次に「、安来市」を、「邑南町」の次に「、津和野町、吉賀町」を加える。

第 3 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第31号右欄中「雲南市」の次に「、奥出雲町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は平成29年 4 月 1 日から、第 3 条及び附則第 3 項の規定は同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 31号左欄に掲げる事務で同日以後においては益田市長、安来市長、津和野町長及び吉賀町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ益田市長、安来市長、津和野町長及び吉賀町長のした処分その他の行為又は益田市長、安来市長、津和野町長及び吉賀町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 第 3 条の規定の施行の際農地法に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 31 号左欄に掲げる事務で同日以後においては奥出雲町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ奥出雲町長のした処分その他の行為又は奥出雲町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 62 号

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第 8 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 63 号

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例

島根県水防協議会条例（昭和24年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「15人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 64 号

島根県空港条例の一部を改正する条例

島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 65 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

志津見発電所	1,700	を
志津見発電所	1,700	
大長見発電所	199	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 66 号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立こころの医療センターの項病床数（床）の欄中「242」を「224」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 67 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の38の項の 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表の38の 2 の項の 1 中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表の43の項の 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表の45の項の 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表の46の項中 3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 を 2 とし、1 として次のように加える。

1 準中型自動車免許に係る再試験	1 件につき 2,000円 (道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円)
------------------	---

別表第 1 の49の項の 4 を次のように改める。

4 法第108条の2第1項第	
----------------	--

4 号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習 1 時間につき 4,100円
(2) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習 1 時間につき 3,400円
(3) 普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,450円

別表第 1 の 49 の項の 10 を次のように改める。

10 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習	
(1) 準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,150円
(2) 普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,050円
(3) 大型自動 2 輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,700円
(4) 普通自動 2 輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,550円
(5) 原動機付自転車免許に	講習 1 時間につき

係る講習	2,400円
------	--------

別表第 1 の 49 の項の 12 を次のように改める。

12 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第 1 種運転免許又は第 2 種運転免許を受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項又は第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	1 講習につき 4,650円
(2) 小型特殊自動車免許以外の第 1 種運転免許又は第 2 種運転免許を受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	1 講習につき 4,650円 （当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下この項において「施行規則」という。）第 39 条の基準に該当するものにあつては、7,550円）
(3) 小型特殊自動車免許以外の第 1 種運転免許又は第 2 種運転免許を受けて	1 講習につき 5,650円

いる者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）		
(4) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	1 講習につき	2,000円
(5) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	1 講習につき	2,000円 （当該認知機能検査の結果が施行規則第39条の基準に該当するものにあつては、4,300円）
(6) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づい	1 講習につき	2,400円

て行うものに限る。)

別表第 1 の 49 の項の 13 中「道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）」を「施行規則」に改める。

別表第 2 の 1 の項から 6 の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800 円」を「2,450 円」に改め、同表の備考 2 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第 3 の 1 の項から 6 の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850 円」を「2,500 円」に改め、同表の備考 2 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 2 号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の警察に関する手数料条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定の適用については、同表の 46 の項の 1 中「2,000 円」とあるのは「1,950 円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650 円」とあるのは「2,850 円」と、同表の 49 の項の 10 中「2,150 円」とあるのは「2,050 円」とする。

- (1) 改正法附則第 2 条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法によ

る改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の普通自動車免許を受けている者

(2) 改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

3 改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第101条第1項の更新期間が満了する日（新法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が改正法の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する新法第101条の4第1項の規定により行われる講習に係る手数料については、新条例別表第1の49の項の12の規定にかかわらず、なお従前の例による。